

仙台市監査委員公告第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 1 日

仙台市監査委員	船 山 明 夫
同	岩 渕 健 彦
同	峯 岸 進 一
同	庄 司 俊 充

第 1 請求のあった日

令和 5 年 10 月 3 日

第 2 請求人

1 名

第 3 請求の概要

令和 5 年 10 月 3 日に請求人から提出された請求書には、請求人が主張する違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、それらがあることを証するものとして添付された書面に不明瞭と思われる点があり、追加の説明を求めたところ、請求人から説明があり、事実を証する新たな添付書面も提出された。請求人の追加説明内容も含め、本件監査請求の内容は、概ね次のとおりである。

仙台市立 A 小学校（以下「A 小学校」という。）の教頭（以下、単に「教頭」という。）は、勤務時間中に学校名簿を使用し、全保護者の中から A 小学校父母教師会（以下「A 小学校 P T A」という。）の未加入者を割り出した。先に請求人が、A 小学校事務長（以下、単に「事務長」という。）に対し、どのようにして未加入者情報を得たのか確認したところ、教頭から聞いたとの返答があった。請求人は、令和 2 年度末に A 小学校 P T A を退会したが、A 小学校にはその旨を伝えていなかった。令和 3 年度に全保護者にあてた A 小学校 P T A の会費を請求する文書が A 小学校から請求人にも届き、その中に「任意加入ですので同意いただけない方は学校まで連絡をお願いいたします。」との記

載があったため、請求人は当時の教頭に氏名、子供の学年、組、氏名と、会費を納入しない旨を伝えた。先の事務長との会話から、昨年度も今年度も、他の保護者から同様の連絡があったものと推測される。教職員の働き方改革により、学校の電話は教職員の正規の勤務時間以外は自動音声案内となり、勤務時間外に保護者からの電話には対応できない。その旨を書面で学校に提出していた保護者がいたとしても、勤務時間外に書面を受け取っていた可能性は低いと思われる。未加入者の情報収集の際には、同姓同名の保護者もいる可能性があるため、保護者名だけではなく、子供の学年、組、氏名等の学校名簿情報も、必ずセットで収集しているはずである。以上が、教頭が、勤務時間内に学校名簿を使用し、未加入者を割り出したとする理由である。

教頭により割り出されたA小学校PTA未加入者リストをもとに、事務長が勤務時間中に、A小学校PTAの未加入者あてに、会費納入不要の旨の文書を作成し、それを学校封筒に封入。各学年の担任教職員が当該家庭の児童に配布した。会費納入不要の旨の文書中「〇〇さんにつきましては～」の部分の氏名の前後には、不自然な空白がある。これは、児童名を〇〇の部分に手入力しなくとも良いように、自動で児童名が〇〇の部分に表記されるようなシステムが作られているものと推測した。おそらく学校名簿のデータベースから、未加入家庭の該当児童を検索し抽出するシステムも作られており、学年ごとに違う納入金額も手入力の必要なく、自動で各学年の納入金額が指定箇所に表記されるように作られているのではないかと思われる。事務長に確認したところ、このシステムは事務長が作成したことが判明した。会費納入不要の旨の文書には、「〇組」という学級情報が使用されている。A小学校は、毎年度クラス替えがあるため、学校名簿を使用しなければこの文書の作成は不可能である。厳重に管理されているはずの学校名簿データを、勤務時間外に使用し、このシステムの作成をボランティアで行ったとは思えない。会費納入不要の旨の文書と「令和5年度教材費等（学校納付金）の納入について」の文書は、学校封筒に双方が同封され、フタがしっかり糊付けされた状態で届いた。「令和5年度教材費等（学校納付金）の納入について」の文書は勤務時間中に封筒に入れ、会費納入不要の旨の文書は勤務時間外にボランティアで封筒に入れた、若しくは双方の文書を、勤務時間外にボランティアで封筒に封入したとは考えづらい。以上が、事務長が勤務時間中に、A小学校PTA未加入者あてに、会費納入不要の旨の文書を作成し、学校封筒に封入したとする理由である。

令和4年度も、A小学校がA小学校PTAの会費請求と徴収事務を行っていたが、A小学校PTAの決算報告書には、会費請求と集金作業を仙台市教育委員会へ委託した際の経費を支払った旨の記載が見当たらない。社会通念上、今回の会費徴収業務のように、多額の金額を徴収する業務委託について、委託契約が不在というのは非常識であり、当然、A小学校PTAと仙台市教育委員会

との間で委託契約が結ばれていると思っている。仙台市教育委員会は、経費の賦課と徴収を怠ったと推測される。

A小学校PTAは、A小学校とは別の任意加入団体である。本来であれば、保護者には学校徴収金のみ請求し、A小学校PTA会員あてに会費の請求書を作成すべきであった。更に、学校徴収金はA小学校名義の口座に、会費はA小学校PTA名義の口座に入金されるようにしていれば、弟妹在学の有無の確認作業、未加入者割り出し作業、未加入者あての会費納入不要の旨の文書作成作業、A小学校名義口座に納入された総額から、学校徴収金と会費を分別する作業は不要であった。該当教職員が勤務時間中に行ったこれらの作業は、学校徴収金とA小学校PTA会費を不適切に合算して請求していたために発生した不必要な作業であり、職務専念義務違反でもあるが、この間に給与が不当に支給されていたと推測される。また、一切必要のないはずの未加入者あての文書の作成に、市税で購入している用紙、学校封筒、印刷機器やそのインク、光熱費等を不当に使用し、仙台市に損害を与えた。

監査委員は、該当職員と仙台市教育委員会に対し、仙台市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

仙台市立B中学校でも、学校徴収金とPTA会費の不適切な合算請求が行われている（ただし、本件監査請求の対象は、令和5年度のA小学校に係るものに限る。）。これは教職員や保護者の大多数がPTA会費の支払いは保護者の義務と錯誤していることが原因ではないかと思われる。監査委員は、仙台市教育委員会に対し、再びこのような損害が仙台市に生じないように、PTAは学校とは全く別の任意加入団体であることを全教職員や保護者に周知し、PTAに関するガイドラインを作成する等の防止策を講じることを勧告するよう求める。

〔事実を証する書面〕

- ・「令和5年度教材費等（学校納付金）の納入について」と題するA小学校長及びA小学校PTA会長名の令和5年6月1日付案内文書（X年Y組Zさん保護者あて）
- ・「令和5年度教材費等（学校納付金）の納入について（お知らせとお願い）」と題するA小学校長及びA小学校PTA会長名の令和5年6月1日付案内文書（X学年保護者の皆様あて）
- ・X年Y組Zさん保護者あての封筒の表面
- ・「令和4年度教材費等（学校預入金）の納入について（お知らせとお願い）」と題するA小学校長及びA小学校PTA会長名の令和4年5月18日付案内文書（保護者の皆様あて）
- ・令和4年度A小学校PTA決算報告書

- ・「令和5年度校納金の集金のお知らせ」と題する仙台市立B中学校長及び仙台市立B中学校PTA会長名の令和5年5月1日付案内文書（1年保護者あて、2年保護者あて及び3年保護者あての3通）
- ・「PTA会費について（お知らせ）」と題するA小学校PTA会長名の令和3年5月7日付案内文書（各保護者あて。この案内文書の中に「任意加入ですので同意いただけない方は学校まで連絡をお願いいたします。」との記載がある。）
- ・「令和3年度教材費等（学校納付金）の納入について（お知らせとお願い）」と題するA小学校長及びA小学校PTA会長名の令和3年5月11日付案内文書（保護者の皆様あて）
- ・A小学校の令和3年度校納金集金袋の表面
- ・令和5年8月25日に請求人が事務長と電話で会話をした際の発言の記録
- ・上記記録の元となった音声データ

（注）事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第4 法第242条第4項に基づく停止勧告の可否

請求人は、A小学校の一部の教職員が、勤務時間内に、本来必要のない作業を行っているのに、本市がそれら教職員に給与を支給し、また、それらの作業のために用紙、学校封筒、光熱費等の費用を支出しているのは違法又は不当である、それらにより本市は損害を被っているとして、本市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

PTA会費の徴収という事務は本件監査請求後にも発生する可能性があると思われたことから、法第242条第4項に基づき、同様の支出を停止するよう勧告すべきかにつき検討したが、これらの支出により本市に生ずる「回復困難な損害を避けるための緊急の必要」があるとは認められないことから、法第242条第4項に基づく停止勧告は行わないことを決定した。

第5 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は陳述を行わず、上記第3に掲げた事実を証する書面に追加するような、新たな証拠の提出もなされなかった。

2 監査の対象部局
教育局

3 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、本市がA小学校PTAの会費請求等の事務を行っているにもかかわらず、当該事務処理に要する経費の支払いをA小学校PTAに求めていること、若しくは勤務時間内にA小学校PTAの会費請求等の事務に従事したA小学校の一部の教職員に正規の給与を支給し、若しくはそれらの作業のために用紙、光熱費等の費用を支出したことが、違法若しくは不当な行為若しくは怠る事実にあたるか、又はそれらの行為若しくは怠る事実により本市は損害を被っているかを監査対象事項とした。

第6 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実経過

監査の結果、監査対象事項に係る主な事実経過は、以下のとおりであることを確認した。

(1) A小学校PTAの会費徴収等に係る事務処理の経過

令和5年3月13日 A小学校長（以下、単に「校長」という。）とA小学校PTA会長（以下、単に「PTA会長」という。）とで協議し、A小学校PTAに加入する保護者の令和5年度の会費及び仙台市PTA協議会費（以下、これらを「PTA会費等」という。）は、教材費等の学校納付金の徴収と合わせ、A小学校において集金することで合意した。あわせて、令和4年度にはPTA会費の集金事務等に関する契約書を締結していなかったことを踏まえ、令和5年度は業務委任契約書を締結することで合意し、契約書の内容についても協議した。契約書は、同月末日までに調整し、同年4月1日付で取り交わすこととした。

また、校長からPTA会長に対し、従来、現金での集金を基本としてきた学校納付金について（令和4年度は現金集金と口座振込のいずれかを選択できるようにした。）、令和5年度から口座振込に一本化することとしたい旨、また、PTA会費等についても、校長名義の単一の口座に振込みを依頼する取扱いとしたい旨を説明し、了承を得た。

令和5年4月1日 校長とPTA会長との間で、PTA会費の徴収事

務等をA小学校に委任すること等を内容とする業務委任契約書が締結された。なお、この契約書には「この業務委任契約に関し、A小学校は、A小学校PTAに対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない」との条項が含まれていた。

令和5年4月28日 教頭は、学校納付金の徴収を進めるにあたり、保護者にあてた口座振込の案内文書を作成するよう、事務長に指示した。この指示は、教頭及び事務長の勤務時間内に行われた。なお、PTA加入の有無、経済的事情による学校納付金の負担軽減措置の適用の有無等により、案内すべき振込金額に差異が生じるため、それらの保護者には個別の案内文書を作成することとしていた。教頭は、事務長への指示の際、A小学校PTAに加入していない保護者を事務長に知らせた。

令和5年5月19日 教頭の指示を受けた事務長は、教頭から伝えられたA小学校PTA非加入者の情報や、かねて作成を進めていた就学援助制度が適用される保護者等の情報に基づき、まず個別の案内文書84件の文案を作成し、同日までに教頭及び校長の決裁を経た。なお、事務長による案文の作成及び校長らによる決裁は、いずれも勤務時間内に行われた。

令和5年5月26日 事務長は、同月19日に決裁を経た84件を除く保護者あての案内文書の文案を作成し、同月26日までに校長らの決裁を経た。これらの事務処理もそれぞれの勤務時間内に行われた。

令和5年5月29日～30日 事務長は、決裁を経た保護者あて案内文書を、それぞれ必要部数印刷した。84件の個別の案内文書は、個別に封筒に封入した。なお、事務長によるこの作業も勤務時間内に行われた。

令和5年6月1日 事務長は、前日までに準備を終えた保護者あて案内文書を各学級担任教諭に渡し、児童を通じて保護者に配布するよう依頼した。その後、当該文書は各担任教諭から児童へと配布された。これらの事務処理もそれぞれの勤務時間内に行われた。

令和5年7月～8月 A小学校は、PTA会費等を含む学校納付金を、6月と7月の2回に分けて、又は一括して6月に振込みを行うよう保護者に通知していた。そのため、事務長は、7月から8月にかけて、振り込まれた額を確認し、それらを教材費等納付金の種別に応じて区分し、教材費は学年別に設けた口座に移し替えるなど、振り込まれた校長名義の口座から出金し、あらかじめ用意された別口座に入金する作業を、三度にわたって行った。PTA会費等については、その都度、A小学校PTAから入金すべき口座の通帳を一時的に預り、それを用いて他の納付金の移替え作業と並行して当該A小学校PTA口座へ

の移替えを行った。事務長によるこれらの事務処理は、いずれも勤務時間内に行われた。

なお、令和5年6月1日に振込案内文書を配布したものの、その後期限までに振込みを確認できなかった保護者に対し、事務長は、随時、文書を送付して、改めて振込みを促した。また、同日付の振込案内文書の配布対象とならなかった転入児童の保護者に対しても、A小学校PTAへの加入状況等を確認しながら、随時、PTA会費等を含めた学校納付金の振込みを文書により個別に案内した。それら保護者から振り込まれた納付金は、随時、金額の確認を行い、必要に応じA小学校PTA口座を含む別口座への移替えを行った。事務長は、これらの作業をいずれも勤務時間内に行った。

(2) 事務処理に要する費用の支出等の経過

A小学校PTAの会費の徴収等に係るA小学校教職員の事務処理の経過は上記のとおりである。

それら職員に対する給与は、この間通常どおり支払われ、勤務時間内にPTA会費の徴収等の事務に従事したことを理由とする減額はなく、事後に該当教職員に返還を求めたり、A小学校PTAに負担を求めたりした事実はない。また、その間の事務処理のために使用された電気料金は支払期日までに支出され、用紙、封筒等の事務用消耗品はあらかじめ用意されていたものが使用され、その後、補充が必要となった際に当該補充の費用が支出された。PTA会費の徴収等の事務のために使用された消耗品費相当額を該当教職員に返還を求めたり、A小学校PTAに負担を求めたりした事実もない。

2 主な事実経過に係る教育局の説明

上記の事実経過に関し、教育局から、概ね以下のような説明がなされた。

(1) A小学校PTAとの業務委任契約の締結について

A小学校は、令和4年度以前もA小学校PTAの会費等徴収事務を取り扱っていた。これは、A小学校PTAから委任を受けたものとの理解のもとに行っていたものであったが、いわば長年の慣行として行われており、令和4年度についていえば契約書を取り交わしていたわけではなかった。PTAは学校とは別の団体であり、その事務処理を学校が取り扱うのであれば、契約書を締結し、両者の関係を明確にすべきとの考えから、令和5年度から業務委任契約書を締結することとした。

事務処理の対価については、従来からA小学校PTAに負担を求めず、締結した契約書においても「名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない」と、従来の取扱いを明文化する趣旨の条項を定めた。これは必要経費

も含め、一切の対価を求めない趣旨である。

- (2) P T A会費等を含む学校納付金を口座振込に一本化し、校長名義の単一口座で取り扱うこととした経緯について

A小学校においては、令和4年度までP T A会費等を含む学校納付金を、保護者から現金で集金していた（上記1(1)のとおり令和4年度は口座振込も併用した。）。児童が現金を持ち運ぶことには課題もあるほか、教職員の事務効率化を図る必要もあり、令和5年度から校長名義の口座への振込みに一本化し、各保護者に依頼することとした。

その際、A小学校P T Aから委任を受けたP T A会費等についても、当該校長名義の口座へ振り込んでもらうのが良いのではないかと考え、A小学校P T Aと協議した。単一口座への振込みとすることにより、保護者の振込手数料の負担が軽減されるというメリットが得られるほか、仮に別口座に振り込んでもらうこととすれば、万一、振込先口座の取違え等が生じた場合、教職員が保護者に確認し、正しい口座に振り替える等の作業が必要となり、保護者と教職員双方にとって負担が生じることになる等のデメリットも懸念される。それらをA小学校P T Aに説明し、了承を得たものである。

- (3) 事務長に保護者あて案内文書の作成を指示した際の教頭の関与の程度について

教頭が事務長にA小学校P T Aに加入していない保護者の情報を伝えたのは事実だが、教頭は、請求人がいうような「割り出し」のための特段の作業は行っていない。請求人のいう「割り出し」作業とはいかなるものか、必ずしも定かでないが、教頭はA小学校P T Aの副会長であり、保護者の加入状況はすでに十分に把握していた。その情報を事務長に伝えたまでである。

- (4) 一部の保護者への個別の案内文書の送付について

保護者に振込みを依頼する学校納付金は、P T A加入の有無により総額が変わるほか、経済的事情により納付の負担を軽減されている保護者等もあり、一様ではない。従来から分かりやすい説明に努めてはきたものの、保護者から自身の振込額に対する問合せ等はこれまでもあった。集金方法を口座振込に一本化するにあたり、万一、納付金の過誤納等があれば、保護者と教職員双方の負担となるおそれもあり、従来にまして納付金額の丁寧な周知が必要と考えていた。そのため、納付額が異なる保護者には、個別の文書を送付し、当該保護者に依頼する納付額を明瞭に示そうとしたものである。

なお、文書は児童を通じて配布することとしており、当該文書に経済的事情等により負担が軽減されていること等の個人情報が含まれることを考慮すれば、封筒に封入したうえで配布するのが適切と考えたものである。

3 理由

請求人は、他人の多額の現金を徴収する業務を取り扱う際は委託契約を交わすのが通常であり、A小学校PTAと本市教育委員会との間にはPTA会費の徴収事務を委託する契約が交わされているはずである、そしてA小学校PTAの令和4年度決算報告書には本市教育委員会に対する委託料に相当する支出が記載されていないから、本市教育委員会はA小学校PTAに対し、委託料の賦課と徴収を怠っているものと思われ、令和5年度においても同様と推測されるという。確かに委託契約により委託料が約定されているとすれば、その請求権の行使を怠ることは法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当することになるだろうが、未だ令和5年度の中途であり、約定された支払時期が到来していないとすれば、本件監査請求時点で行使を怠っているとまで認めることはできない。そこで、委託契約の存否や内容について教育局に確認したところ、令和5年4月1日にPTA会長と校長との間で業務委任契約書が締結されており、A小学校の教職員は、当該契約に基づきA小学校PTAの会費徴収事務等に従事し、事務処理に要した人件費や事務用消耗品費、光熱費等の物件費（以下、これらを「本件事務処理費用」という。）は契約に基づく義務の履行に必要な経費として支出されたものであるとの説明があった。また、当該契約書中のA小学校はA小学校PTAに「名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない」との条項は、必要経費も含め、一切の対価を求めない趣旨であり、今後とも受任した事務処理の対価を請求することはない、とのことであった。

その結果、本市が本件事務処理費用を負担することとなっている。請求人は、これは学校が事務処理の対価の賦課徴収を違法若しくは不当に怠っているものであり、又は本件事務処理費用は違法若しくは不当に支出されたものであると主張するようであり、学校がPTAに対し必要経費すら求めない（請求人が「賦課徴収を怠っている」というのは、この意味であろう。）契約を交わしたことの当否について検討する必要がある。

(1) 本件業務委任契約の締結へと至った背景について

学校とPTAの関係のあり方をめぐっては、かねてより、全国的に様々に議論が交わされてきた。そうした中、PTA会費の徴収事務等を学校が事実上処理していたことに関し、PTAから業務委任を受けるという形で、改めて根拠づけようとする自治体も相当数現れたようである。本件業務委任契約は、そういう全国的な動向も踏まえて締結されたようであり、その当否を検討するうえでは、PTAと学校の関係について現状を概観してみることが有用と思われる。

すなわち、公益社団法人日本PTA全国協議会のホームページには、昭和22年3月、文部省（当時）は「父母と先生の会－教育民主化のために－」と題するPTA結成の手引き書を作成し、全国都道府県知事にあてて文部事務次官名で送達し、PTAの設置奨励を始めたことが記載されている。当該手

引き書では、「子供達が正しく健やかに育って行くには、家庭と学校と社会とが、教育の責任を分けあい、力を合わせて子供達の幸福のために努力していくことが大切である」、「学校と家庭と社会とが一つになって子供達の幸福のために尽くしていく組織が必要となって来る」等として、PTAの組織化が呼びかけられている。PTAは、当初から学校、家庭、地域社会の協働の場として設置が進められ、全国で組織化が進んだ。以来、学校、家庭及び地域と協力し合いながら、児童生徒の生活指導や教育環境・生活環境の改善充実等に力を尽くしていることは、十分に知られている。一方で、「現実にはほとんどのPTAで、それぞれの学校を単位に、在学する子供の父母と教員の全員が、網羅的に自動的に会員になることとされた。・・・このことは、その後長く、本来、PTAはボランティアによる自発的な参加団体のはずであるのに、全員を網羅する形で組織化することは、団体の会員としての意識を低め、活動の不活発化を招く元であるとの批判や議論をもたらすことになった（上記PTA全国協議会のホームページ）」ともいわれている。のみならず、いわゆる共働き世帯の増加等に伴い、保護者のPTA活動参加への負担感や活動内容の改革を求める声が強まっている等の報道もこれまでにあった。また、平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」においては、学校以外が担うべき業務を学校が担っているなどの結果、教員の長時間勤務化が進んでおり、学校教育を持続可能なものとしていくため「学校における働き方改革が急務である」とされ、教材費等の学校徴収金の徴収・管理事務の取扱いも一つの検討課題とされている。

現在は、PTA活動の更なる活発化のため、保護者の状況変化等に対応した改善を進めるとともに、学校における働き方改革の動向にも留意し、学校とPTAとの関係も一定の見直しが求められる時期なのであろう。そして、見直しに当たっては、「これまで学校・教師が慣習的に行ってきた業務の多くは、他にはっきりとした担い手が存在しないために実態として学校・教師が担うことになってきたものであり、・・・学校における働き方改革の実現のための要諦は、これまで学校・教師が果たしてきた役割も十分踏まえつつ、・・・学校外にその役割を委ねる場合も、その責任の所在を明確にし、その受皿を学校内及び地域社会で着実に整備することである」とする上記中央教育審議会の答申の考え方を十分に踏まえて行われることも重要であろう。

A小学校においては、令和5年4月に、業務委任契約書を締結したのだが、その際、改めて費用負担に関わる協議がなされることはなかった。しかし、長く慣習的に行われてきた業務について、当該業務処理の安定性にも配慮し、内在しているかもしれない課題を含め、全てを一気呵成に整理できるもので

ないことは理解できる。本件業務委任契約により、本来、P T Aに属する事務の処理費用を本市が負担する結果となつてはいるものの、学校とP T Aの関係をめぐって全国的にも模索が続けられているように見受けられる中であつて、従前の取扱いを尊重して締結された契約内容だけをとらえ、直ちに本件業務委任契約が違法・不当であるとまでいうことはできない。

(2) 本件事務処理費用が本市の損害であるとの主張について

請求人は、本件事務処理費用は本市の損害であり、その補填のために必要な措置を講じるよう勧告することを監査委員に求めている。本件業務委任契約書の当否を検討するうえでは、それらの支出が本市にとって損害と評価されるべきか否かを吟味することも有用であろう。

請求人は、教頭はP T A非加入者を割り出す作業を、事務長は案内文書の作成作業を、それぞれ勤務時間内に行ったと主張するようであるが、教育局に確認したところ、教頭については、上記2(3)のとおり、このたびの口座振込の案内文書の作成に際し、非加入者の把握のために特別な作業を行ったということはない、とのことであつた。教頭は、A小学校P T Aの役員であることに照らせば、当然、保護者のA小学校P T Aへの加入状況を容易に把握できる地位にあり、改めて調査する必要などなかったとの教育局の説明は、十分に理解できるものである。当該案内文書の作成は確かに事務長が勤務時間内に行ったものと認められるが、教職員の関与はこれだけではない。案内文書の原案は事務長が作成したが、その発出のためには教頭及び校長の決裁が必要であり、教頭はもとより校長も勤務時間内に決裁を行うという形で関与していることが認められた。また請求人がいうように、案内文書は各学級の担任教諭を通じ、勤務時間内に配布されていた。事務長は、案内文書の発出にとどまらず、口座に納入された金額のうちP T A会費等に相当する額をA小学校P T Aの口座に入金する作業も勤務時間内に行っていたことも認められた。

ところで、A小学校では、令和5年度からP T A会費等を含めた納付金の徴収方法を口座振込に一本化することとした。その際、P T A会費等と教材費等(P T A非加入世帯も含めて徴収すべき教材費及びスポーツ振興センター掛金をいう。以下同じ。)を単一の校長名義の口座に振り込んでもらうこととしたとのことである。単一口座への振込みとした理由について、教育局の説明は、上記2(2)のとおりであつた。請求人は、「学校徴収金は学校名義の口座に、会費は父母教師会名義の口座に入金されるようにしていれば、・・・未加入者あての会費納入不要の旨の文書作成作業、学校名義口座に納入された総額から、学校徴収金と父母教師会費を分別する作業は不要であつた」との理解に立ち、そのために支払われた本件事務処理費用は不要であつたと主張するようだが、P T A加入者が二度にわたって振込みをする手間と手数料

負担の軽減を図ることは、納付金の円滑な徴収に資するものであると思われ、単一口座で取り扱うこととした学校の判断は十分に理解できるものである。また、請求人のいう「未加入者あての会費納入不要の旨の文書」について、PTA非加入者である請求人にとって当該文書の趣旨はそう理解されるものであったとしても、学校の意図は上記2(4)のとおりであった。徴収方法の一本化に際し、納付の過誤を未然に防止し、円滑な事務処理を図ろうとする配慮は適切なものであり、納付額が異なる保護者への個別の案内文書の作成も、決して不必要な作業であったとはいえない。請求人に対して、保護者全員あての案内文書と請求人あての個別の案内文書が送付されたとのことであるが、2通の文書を送付するなら、趣旨を整理し、一つの文書にまとめることも、あるいは可能であったかもしれない。しかし、それは今後、より経済的な事務処理の工夫として検討されるべき課題であり、本件案内文書の配布において一つの文書にまとめられなかったことをもって、本市に損害を与えたとまでいうことはできない。また、請求人は、不必要な文書を送付するために封筒も使用されたというが、納付額の差異という個人情報適切に保護するため、封筒に封入したことは合理的な配慮であったというべきで、封筒の使用により本市に損害を与えたともいえない。

こうしてみると、納付額の異なる保護者に対する個別の案内文書の作成・配布は、保護者の手数料負担の軽減等のためにPTA会費等と教材費等を単一口座で取り扱うこととしたことにより必要となった作業であり、むしろ、A小学校として教材費等の学校納付金を円滑に徴収するために必要な事務処理であったととらえることもできる。また、当該口座に納付された金額のうちPTA会費等として納付されたものは、いわばA小学校PTAからの預り金であり、事務長がPTA会費等相当額をA小学校PTAに交付するのは当然のことであって、これも、A小学校として必要な事務処理であったと考えられる。そうすると、本件事務処理費用は、本件業務委任契約とは関わりなく、A小学校としての必要性に基づいて支出されたものと見ることもでき、一概に不必要な支出であったということとはできない。仮に、事務長のPTA口座への入金作業について、そこまでいうことはできないとしても、事務長の作業は、保護者から振り込まれた納付金を種別ごとに区分し、そのうちPTA会費等相当額についてA小学校PTAの指定口座に入金したというもので、そのための作業量は、教材費について学年ごとに用意された別口座に移し替える等の作業と並行して処理することが容易に可能な程度であった。一般に、A小学校PTAの会員でもある事務長が、服務監督者である校長の承認を得て(事務長は、本件業務委任契約のもとで、校長の指示を受けて作業していることは明らかである。)、勤務時間内に、本務に支障のない範囲で、A小学校PTAの業務の処理に短時間を充てたととしても、おそらくその間の

給与の返還を求められることはないであろうことや、もともと単一口座で取り扱うこととしたのは学校の利益にもつながるものであったこと等も合わせ、考慮すると、その間に支払われた給与の返還を求めないことが違法又は不当であるとまではいえない。したがって、本市に本件事務処理費用相当額の損害が生じているともいえない。

(3) 結論

本件業務委任契約が、従前の取扱いを踏襲する内容で締結されたことについて、学校とPTAとのこれまでの関係性や、当事者が相互に協力し合い、あるべき関係の模索が続いている全国的な動向等に鑑みると、直ちに違法・不当であるとまでいうことはできない。また、本件においてA小学校の教職員が行った事務処理は、PTA会費等を含めて単一の口座で取り扱うこととしたことに伴い、学校納付金の円滑な徴収を確保するために必要となったものにとらえることも可能であり、本件事務処理費用の大半は、本件業務委任契約と関わりがないと考えることもできる。そうであれば、本市が費やした本件事務処理費用を本市の損害であるとまで評価することもできない（なお、これらは期限までに振込みのなかった保護者に対する再度の振込案内、令和5年6月1日付の振込案内の対象とならなかつた転入児童の保護者に対する振込案内、それら納付金のPTA口座への移替え等の事務処理に要した費用についても同様と認められる。）。

以上のことから、本件事務処理費用を本市が負担していることは違法又は不当であり、本市に負担額相当額の損害が生じていることを前提に、その補填のために必要な措置を講じることを求める本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却するのが相当と判断する。

第7 意見

本件監査請求において、請求人は、「PTAは学校とは全く別の任意加入団体であることを、全教職員や保護者に周知し、PTAに関するガイドラインを作成する等の防止策を講じる事を勧告するよう」求めていた。しかし、仮にガイドラインの作成等の措置を講じたからといって、保護者の手数料負担の軽減等のために教材費等とPTA会費等を単一口座で取り扱おうとすれば、そのための費用負担が違法・不当であるとする請求人のような主張は、今後も起り得るであろう。住民監査請求においては、違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、当該行為を防止し、若しくは是正し、又は怠る事実を改める等の措置を講ずべきことを請求することができる。請求人の求めるガイドラインの作成等の措置は、違法・不当な行為の防止のための措置とは次元を異にするものであり、本件監査請求において検討すべき対象とはならないものである。

しかし、より良い学校運営を目指し、全ての保護者と学校との良好な関係性の形成・維持は今後とも重要である。各種納付金の徴収をはじめ保護者の協力を求める際は、PTAと学校とが、それぞれ又は共同して保護者に適切な説明を行い、その理解を得るよう継続的に努めることが望まれる。納付額が異なる保護者への個別の案内文書等の内容も、受け取った保護者に趣旨が伝わりにくい側面があることも考慮し、理解されやすい内容へと、継続的に見直しを図ることも重要である。学校とPTAとの関係をめぐる環境変化の動向も踏まえ、業務分担や費用負担のあり方等、A小学校とA小学校PTAとの間の現行の業務委任契約書の取扱いを含め、PTAと学校との協力関係のあり方について、引き続き、PTAとの協議・調整を進めるよう望むものである。